

24-D-1382  
2024年12月23日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

## 京都市

### グリーンボンド・フレームワーク

### 据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価  
(資金使途)

g1 (F)

管理・運営  
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

京都市

評価対象

京都市 グリーンボンド・フレームワーク

### 概要

京都市は、京都府の府庁所在地で政令指定都市である。人口は約 144 万人<sup>1</sup>と京都府の人口の約 57%を占める。京都市は大阪府の一部と滋賀県に隣接する内陸都市であり、盆地に位置している。市内に鴨川、桂川、宇治川等が流れ、また森林が市域の 4 分の 3 を占め、自然豊かな特徴を有する。

京都市は、1997 年に採択された地球温暖化対策に関する国際的約束である京都議定書以降、様々な取り組みを推進してきた。京都議定書の誕生から 20 周年の 2017 年には、パリ市や国際機関等と連携し地球環境京都会議 2017 (KYOTO+20) を開催し、地球温暖化対策の重要性とこれに取り組む方向性についての認識及びその実行に向けた決意を共有することや、また IPCC<sup>2</sup> 第 49 回総会を京都市で開催し、京都市から気候変動対策に関する様々な発信等を行っている。

京都市が 2016 年 3 月に策定した京都市基本計画の環境分野の個別計画である京都市環境基本計画 (2016~2025) では、2016 年度から 2025 年度までの 10 年間を対象に脱炭素、生物多様性と自

<sup>1</sup> 京都市統計ポータル 令和 2 年国勢調査結果 (確報値) に基づく推計 令和 6 年 11 月

<sup>2</sup> 気候変動に関する政府間パネル

然環境、資源・エネルギー有効活用および環境保全を推進するためのひと・しくみづくりの4つの長期的目標と10の基本施策を通じ、「環境と調和する持続可能な社会」の実現に向けて各種取り組みを推し進めている。

京都市は、京都市地球温暖化対策計画において、全国に先駆けて策定した長期目標である「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」を明記し、脱炭素社会の実現に向けた実行計画を策定している。2050年にCO<sub>2</sub>排出量正味ゼロを達成するため、2030年までに市域からの温室効果ガス排出量を2013年度比46%以上削減することを中間目標として掲げている。同計画における緩和策の取り組みとして、ライフスタイルの転換、ビジネスの転換、エネルギーの転換、モビリティの転換および森林・農地等の吸収源対策の5分野における20施策を展開し、省エネルギーの加速および再生可能エネルギー利用の拡大を図るとしている。気候変動の影響への対策である適応策においては、自然災害、健康・都市生活、農業・林業等、気候変動による影響が懸念される6分野での対策の充実を図るとしている。

一般の評価対象は、京都市がグリーンボンドにより調達する資金の使途を、環境改善効果を有するプロジェクトに限定するために定めたグリーンボンド・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRは、本フレームワークが「グリーンボンド原則<sup>3</sup>」及び「グリーンボンドガイドライン<sup>4</sup>」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は、国際資本市場協会（ICMA）及び環境省が、それぞれ自主的に公表している原則又はガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、JCRは現時点における国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照する。

JCRは、2022年11月19日に京都市の本フレームワークに対してグリーンボンド・フレームワーク評価結果として総合評価“Green1(F)”を付与している。今回のレビューは、京都市が本フレームワークにつき一部改訂を実施したことに伴うものである。

京都市は、2022年11月時点の本フレームワークにおいて、気候変動における緩和策および適応策の他、汚染防止と管理、自然資源・土地利用の持続可能な管理や生物多様性保全に資する事業を資金使途としている。このうち、グリーンビルディングに関する適格クライテリアは、自治体版CASBEE認証のAランク以上を取得済の物件としている。JCRでは、京都市の定めた適格クライテリアは、環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

その上で、京都市では、上記のグリーンビルディングの基準につき、自治体版CASBEEに係るクライテリアに加えて、建築物の省エネルギー性能の観点から、建築物の環境性能（一次エネルギー消費量基準：BEI）に関するクライテリアを新たに設定している。かかる変更後のクライテリアについて、引き続き環境改善効果を有するものであるとJCRは評価している。

京都市は、環境に関する明確な目標のもと、グリーンボンドによる資金調達を企図している。環境問題へ取り組む体制は適切に構築されており、環境に関して専門的な知見を有する部署が資金使途となるプロジェクトの選定プロセスに関与する仕組みも確保されている。また、グリーンボンドによる調達資金の管理は、予め定められた部署において適切に行われる。レポートングについては、資金充当状況及び環境改善効果の指標が開示される予定である。以上より、京都市のグリーン

<sup>3</sup> International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"  
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

<sup>4</sup> 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024年版」  
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

ボンドに係る管理・運営体制について、前回評価時と同様適切であり、透明性が高いことを JCR は確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を”Green 1(F)”とした。

本フレームワークは「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

## 目次

### ■ レビュー事項

### ■ レビュー内容

1. 調達資金の使途
2. 資金使途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

### ■ レビュー結果（結論）

## レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

### 1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

### 2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスについて引き続き適切であるか。

### 3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

### 4. レポーティング

グリーンファイナンスに係るレポーティング体制につき、引き続き適切に整備され、運用されているか

### 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣が、サステナビリティにつき、引き続き経営上優先度の高い重要課題と位置付けているか。

## レビュー内容

### 1. 調達資金の使途

京都市では、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字を施している部分が今般の変更点）。

#### 資金使途に係る本フレームワーク（一部抜粋）

##### [調達資金の使途]

京都市グリーンボンドによる調達資金を充当する対象事業について、グリーンボンド原則等に基づくグリーンプロジェクトの事業区分ごとに想定する事業を表1のとおり示す。

表1 対象事業一覧

対象事業	グリーンプロジェクトの事業区分	想定される環境効果
市有施設太陽光パネル設置事業	・再生可能エネルギー	・再生可能エネルギー導入量の増加
市有施設・設備省エネ改修事業	・省エネルギー	・エネルギー使用量削減によるCO <sub>2</sub> 排出量削減
クリーンセンター改修事業	・省エネルギー	・CO <sub>2</sub> 排出量削減
土壌汚染事業	・汚染の防止と管理	・土壌汚染の除去による環境汚染の改善及び健康リスクの低減
緑化推進事業	・自然資源・土地利用の持続可能な管理 ・生物多様性保全 ・気候変動に対する適応	・緑地面積の拡大による環境保全、雨水流出の抑制
森林整備等事業	・自然資源・土地利用の持続可能な管理 ・生物多様性保全 ・気候変動に対する適応	・適切に管理される森林面積の拡大によるCO <sub>2</sub> 吸収量の増加、その他の森林の多面的機能の発揮
次世代自動車・バイオディーゼル車導入事業	・クリーンな運輸	・エネルギー使用量削減によるCO <sub>2</sub> 排出量削減
河川整備事業	・持続可能な水資源管理 ・気候変動に対する適応	・浸水被害の防止
市有施設新築・増築事業	・グリーンビルディング ・省エネルギー	・エネルギー使用量削減によるCO <sub>2</sub> 排出量削減 ・再生可能エネルギー導入量の増加 ・市内産木材（みやこ仙木）等の利用に伴う炭素貯蔵によるCO <sub>2</sub> 排出量の削減

### [対象事業の評価・選定プロセス]

環境政策局地球温暖化対策室と行財政局財政室が、各部局にヒアリングを行い、表 2 に示す適格性基準に照らして適格性に関する評価を行い、その結果に基づき当該年度に発行する京都市グリーンボンドの対象事業候補の選定を行う。

**表 2 対象事業一覧**

対象事業	適格性基準
市有施設太陽光パネル設置事業	京都市公共建築物脱炭素仕様に定める、延床面積に応じた太陽光発電設備の導入
市有施設・設備省エネ改修事業	高効率照明機器（LED）の導入及び高効率空調（30%以上の省エネ）への更新
クリーンセンター改修事業	省エネ設備の導入
土壌汚染事業	区域指定を解除するための措置
緑化推進事業	緑被率の向上
森林整備等事業	森林の有する多面的機能を発揮させるための、適切な造林、保育及び間伐並びに保全又は林道等の整備
次世代自動車・バイオディーゼ ル車導入事業	EV、FCV、HV・PH(E)V（CO2 排出量 50g-C O 2 /km・人以下）及びバイオディーゼルの導入
河川整備事業	浸水対策のための河川や水路等の改修・整備及び排水機場の整備・更新
市有施設新築・増築事業	<b>環境性能の高い建物（※）の新築・増築</b> ※以下のいずれかの条件を満たすこと ・CASBEE 京都の S ランク又は A ランクを取得していること ・非住宅については、規模・用途に応じ ZEB Oriented 相当以上の一次エネルギー消費量基準（BEI）を満たすこと、住宅については、ZEH 水準相当の BEI を満たすこと（見込みを含む）

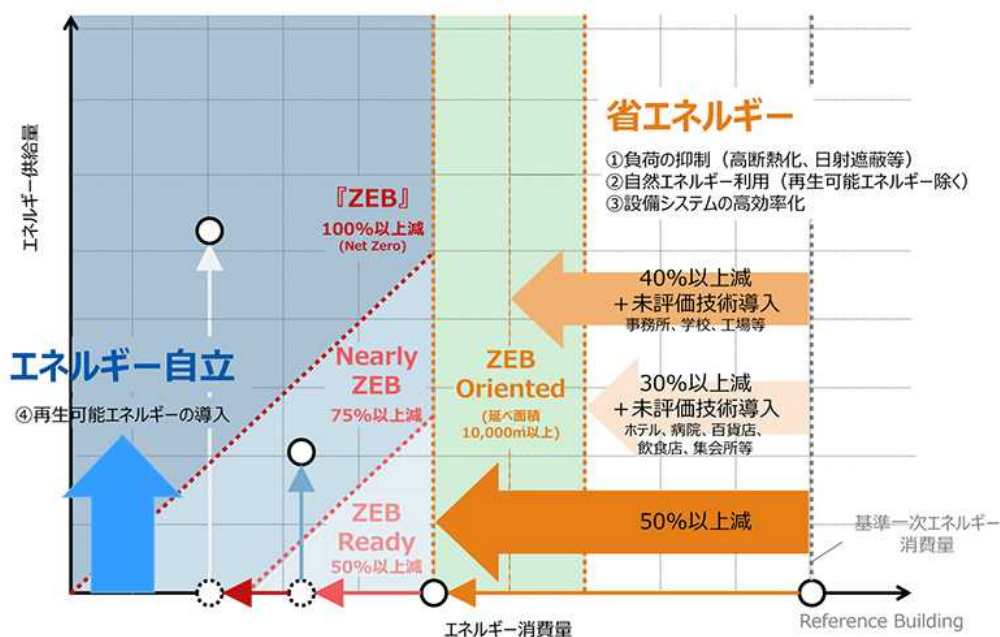
### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

本フレームワークに係る今般の改訂では、調達資金の使途の選定に係る適格クライテリアについて、一部変更が実施されている。あわせて、フレームワーク上では内容に影響が及ぶ変更は特段生じていないものの、自治体版 CASBEE に係る京都市の運用方針についても確認を行っている。

以下においては、今般の更新に際して、適格クライテリアにおける修正内容と関連がある ZEB・ZEH 並びに CASBEE 認証及びそれらに係る京都市の運用方針につき概要を示す。これらの観点を含め、今般の改訂後の適格クライテリアの内容は、引き続き高い環境改善効果が期待できる事業等への支出を対象としていると JCR は評価している。

## ZEB・ZEH・ZEH-M

ZEB (Net Zero Energy Building) は、建築物における一次エネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用、オンサイトで再生可能エネルギーの活用等により削減し、正味(ネット)でゼロにすることを旨とした建築物である。ZEB には、①ZEB (省エネ (50%以上) + 創エネで 100%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物)、②Nearly ZEB (省エネ (50%以上) + 創エネで 75%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物)、③ZEB Ready (50%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物)、④ZEB Oriented (延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>以上で、事務所・学校・工場等の場合は 40%以上、ホテル・病院・百貨店・飲食店・集会所等の場合は 30%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物) の 4 段階がある。



図表 1: ZEB の定義<sup>5</sup>

ZEH とは、Net Zero Energy House の略で、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入などにより、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した住宅」である。

ZEH は、基準一次エネルギー消費量から 20%以上の一次エネルギー消費量削減を満たしたうえで、(i)『ZEH』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上の一次エネルギー消費量削減)、(ii)『Nearly ZEH』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 75%以上 100%未満の一次エネルギー消費量削減)、(iii)『ZEH Ready』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 50%以上 75%未満の一次エネルギー消費量削減)、(iv)『ZEH Oriented』(再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上の一次エネルギー消費量削減) の 4 段階がある。

<sup>5</sup> 資源エネルギー庁「平成 30 年度 ZEB ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」(平成 31 年 3 月)



ZEH-集合住宅の ZEH 基準を満たした ZEH-M (Net Zero Energy House Mansion) には、(i) 『ZEH-M』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上の一次エネルギー消費量削減)、(ii) 『Nearly ZEH-M』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 75%以上 100%未満の一次エネルギー消費量削減)、(iii) 『ZEH-M Ready』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 50%以上 75%未満の一次エネルギー消費量削減)、(iv) 『ZEH-M Oriented』(再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上の一次エネルギー消費量削減) の 4 段階がある。

今般、京都市は、本フレームワークにおいて、建築物の規模・用途に応じて、非住宅については ZEB Oriented 相当以上の一次エネルギー消費量基準 (BEI<sup>6</sup>) を満たす物件、住宅については ZEH 水準相当の BEI を満たす物件を適格クライテリアに含めている。この点に関して、前者については、工場等・事務所等・学校等であれば BEI 0.60 以下 (基準一次エネルギー消費量から 40%以上の削減に寄与)、その他非住宅であれば 0.70 以下 (同 30%以上) の環境性能を有することになる。後者については、少なくとも BEI 0.80 以下 (同 20%以上) の環境性能を有することになる。このように、いずれの場合についても十分な環境改善効果を有することから、資金使途として適切であると JCR は評価している。

なお、京都市においては、2020 年度に策定した「京都市公共建築物脱炭素仕様」<sup>7</sup>について、2024 年 3 月に一部改定を実施している。当該改定では、建築物の環境性能の向上に対する社会的な要求が高まりを見せる情勢にあって、京都市においても、新增築建築物の BEI 基準の ZEB・ZEH 水準への引き上げ、当該仕様の対象範囲の拡大<sup>8</sup>等を始めとする方針変更が内包されている。特に、京都市の新增築工事のうちの多くの割合を占める 300~10,000 m<sup>2</sup>の事務所等・学校等について、改定前は BEI 0.75 以下の目標設定であった所、改定後においては、ZEB Ready 相当の高い数値目標 (BEI 0.50 以下) が標榜されており、建築物の環境性能の向上に向けて、京都市が高い意欲をもって取り組んでいることがうかがえる。

今般の適格クライテリアにおける諸般の変更について、京都市におけるこれらの方針改定に沿ったものであると JCR は考えている。また、当該変更は、建築物の環境性能の向上を始めとする社会全体の脱炭素化に取り組む京都市の高い意識を映じたものと解され、社会全体の環境課題の解決の観点からも意義深いものであると JCR は考えている。

#### CASBEE (建築環境総合性能評価システム)

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称 (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency) の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

<sup>6</sup> Building Energy Index の略称。実際に建てる建物の設計一次エネルギー消費量を、地域や建物用途、室使用条件などにより定められている基準一次エネルギー消費量で除したものであり、建築物の省エネ性能を示す代表的な指標の一つである

<sup>7</sup> 出典：「公共建築物脱炭素仕様」(京都市 | 2024 年 3 月)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000200/200618/datutansosiyor603.pdf>

<sup>8</sup> 従来、京都市の公共建築部の発注する建築工事が対象であった所、京都市が発注する全ての建築工事まで仕様の適用範囲が拡大されている (参照：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000200/200618/datutansosiyor603.pdf>)

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の4分野における評価項目について、建築物の「環境品質（Q=Quality）」と建築物の「環境負荷（L=Load）」の観点から再構成のうえ、Lを分母、Qを分子とするBEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、Sランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、Cランク（劣る）、の5段階（CASBEE-不動産はSランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、Bランク（必須項目を満足）の4段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

自治体版CASBEEは、建築物に対して、地域特性に応じた環境配慮を実現すべきとの考えのもとに開発されたものであり、政令指定都市を中心に、「建築物環境配慮制度」の届出制度などに活用されている。その中で、自治体の考え方や地域特性に応じて、CASBEE-建築で使用される評価ソフトの計算結果に従って評価が行われる枠組みとなっている。

京都市では、全国版のCASBEEをベースとして、京都市の特性を踏まえた評価項目を評価体系に織り込んだ「CASBEE 京都」を独自に開発し、新增築物件の環境性能の評価に活用している<sup>9</sup>。CASBEE 京都では、全国版のCASBEEにおける評価体系を基礎としつつ、「京都らしい特性・こだわり」を十分評価できないと考えられる項目について、考慮すべき要素や推奨する要素を追加、詳細化し、独自の加点を行っている。具体的には、「木材の利用促進」、「自然素材に関する取扱」、「歴史性・地域性への配慮」、「低炭素景観の創出」等の観点について、独自に評価を行う枠組みとなっている。

その上で、JCRでは、グリーンビルディングに係るグリーン性の評価に際して、使途対象プロジェクトに対して資金が充当されてから一定期間が経過した後においても、当該物件の環境改善効果が十分に維持されることが確認できるかどうかを重視している。この点、京都市では、調達資金の使途対象である物件について、充当後に一定期間が経過した物件について、充当期間中は、以下の要領にて評価内容の再確認を実施する方針である。

- ① グリーンボンドの充当が決定した際に、環境政策局地球温暖化対策室及び行財政局財政室から、当該施設所管所属に対し、工事完了後の設備等変更の記録及びCASBEE 京都の評価内容に係る再確認（工事完了日から3年後及びそれ以降3年毎）が必要となることを通知
- ② 当該施設所管所属において、CASBEE 京都の評価内容に係る再確認をするまでの期間、設備等の変更について記録、保存
- ③ 工事完了後又は前回の再確認後3年を迎える年度当初に、地球温暖化対策室及び財政室から、当該施設所管所属に対し、CASBEE 京都の評価内容に係る再確認を行い、その内容を報告するよう通知
- ④ 当該施設所管所属において、設備等の変更についての記録、その時点の使用状況を確認し、当初のCASBEE 京都の評価から変更となるか確認
- ⑤ 確認した結果を当該施設所管所属から地球温暖化対策室及び財政室に報告
- ⑥ CASBEE 京都の評価が変更となる可能性がある場合、地球温暖化対策室及び財政室でも当該施設の状況を確認

JCRでは、本フレームワークの適格クライテリアにて定める、CASBEE 京都でAランク以上の評価を取得した物件について、CASBEE-建築と同等の環境改善効果があると判断している。また、京都市

<sup>9</sup> CASBEE 京都に係る評価体系等の詳細は京都市ウェブサイト（<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000152813.html>）参照

では、工事完了日から一定期間が経過後に当該評価内容の再確認を行うことで、当該物件のグリーン性につき、長期にわたって評価内容の妥当性につき確認を実施できる枠組みを構築している。これらを踏まえるに、当該資金使途は適切であると JCR は考えている。

## 2. 資金使途の選定基準とプロセス

京都市が本フレームワークで定める資金使途の選定基準とプロセスは以下の通りである（前回評価時からの変更点は特段なし）。

### プロセスに係る本フレームワーク（抜粋 | 再掲）

#### 【対象事業の評価・選定プロセス】

環境政策局地球温暖化対策室と行財政局財政室が、各部局にヒアリングを行い、（中略）適格性基準に照らして適格性に関する評価を行い、その結果に基づき当該年度に発行する京都市グリーンボンドの対象事業候補の選定を行う。

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では、本フレームワークに記載された選定基準及びそのプロセスに係る妥当性について、前回評価時点において適切と評価している。

JCR では、本フレームワークに係る今般の改訂を受けて、選定基準については、前段に示した適格クライテリアに関する変更内容等も踏まえるに、特段問題がない旨確認している。また、プロセスについては、前回評価時点から特段の変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

### 3. 調達資金の管理

京都市が本フレームワークで定める調達資金の管理については以下の通りである（前回評価時からの変更点は特段なし）。

#### 資金管理に係る本フレームワーク（抜粋）

##### 【調達資金の管理】

地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てる必要があるため、京都市グリーンボンドの調達資金は、原則として当該年度中の対象事業に充当される。財政室は、京都市グリーンボンドの対象事業に対する資金充当状況を必要に応じて追跡できるように執行実績を管理し、それらを「レポーティング」に基づき公開する。

##### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された資金管理について、前回評価時点において妥当と評価している。

JCR では、本フレームワークに係る今般の改訂を受けて、これらの論点につき、管理体制全般について特段の変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

#### 4. レポートニング

京都市が本フレームワークで定めるレポートニングについては以下の通りである（太字を施している部分が今般の変更点）。

#### レポートニングに係る本フレームワーク（抜粋）

##### 【レポートニング】

京都市グリーンボンドにより調達した資金の充当状況とともに、充当事業の環境改善効果として、原則として、表4に示すインパクトレポートニングを起債翌年度に本市のホームページに公開する。

**表4 対象事業のインパクトレポートニング内容**

対象事業	レポートニング内容
市有施設太陽光パネル設置事業	太陽光発電設備からの発電量
市有施設・設備省エネ改修事業	LED照明設備及び空調設備の導入件数、エネルギー使用量削減によるCO <sub>2</sub> 排出量削減量
クリーンセンター改修事業	CO <sub>2</sub> 排出量の削減量
土壌汚染対策事業	対象地番、講じた措置の種類、区域指定を解除した面積
緑化推進事業	事業実施箇所名、整備面積
森林整備等事業	事業実施箇所名、整備面積
次世代自動車・バイオディーゼル車導入事業	CO <sub>2</sub> 排出量の削減量
河川改修事業	事業実施河川名、事業実施河川数、事業実施路線数、事業実施排水機場名、事業実施排水機場数
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の概要</li> <li>・ CASBEE 京都の取得状況とランク</li> <li>・ <b>CASBEE 京都以外に取得した BELS、ZEH、ZEB 等の環境認証の種類と評価（取得した場合に限る。）</b></li> <li>・ CO<sub>2</sub>排出量の削減量</li> <li>・ 外皮性能及び一次エネルギー消費量基準</li> <li>・ 太陽光発電設備及び太陽光熱利用設備の導入量</li> <li>・ 市内産木材（みやこ仙木）等の利用量</li> </ul>

##### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載されたレポートニングについて、前回評価時点において、資金の充当状況及び環境改善効果に係るレポートニングにつき適切と評価している。

また、本フレームワークに係る今般の更新を受けて、資金使途に係る適格クライテリアの一部変更に伴いレポートニング内容についても修正がなされているが、使途対象事業の環境改善効果を把握する観点で、レポートニング内容に特段問題はなく、引き続き適切であると評価している。

なお、これまでのレポート実績について、京都市のウェブサイトにおいて、本フレームワークに基づき適切に実施されている<sup>10</sup>ことを JCR は確認している。

<sup>10</sup> これまでの調達・充当に係る実績として、京都市のウェブサイトにて以下の通り開示されている  
・令和4年度：<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/cmsfiles/contents/0000319/319108/R4greenbondreport2.pdf>  
・令和3年度：[https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/cmsfiles/contents/0000305/305255/sdgs\\_sai\\_impactreporting.pdf](https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/cmsfiles/contents/0000305/305255/sdgs_sai_impactreporting.pdf)



## 5. 組織のサステナビリティに係る取り組み

京都市は、1997年に採択された地球温暖化対策に関する国際的約束である京都議定書以降、様々な取り組みを推進してきた。京都市は、世界文化自由都市宣言に基づく21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す構想である京都市基本構想を具現化すべく、京都市基本計画である「はばたけ未来へ！京プラン2025」を策定している。現在の第3期の京都市基本計画では、2021年度から2025年度までの5年間を対象とし、人口減少の本格化、地球温暖化の加速、グローバル化の進展、産業構造の転換と厳しい京都市財政の4つの社会経済情勢の変化に着目し、「生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く」を都市経営の理念に掲げている。また、京都の6つの未来像のうち、1つ目に「地球環境に暮らしが豊かに調和する「環境共生と脱炭素のまち・京都」」を設定し、重点的な取り組みを進めている。

京都市が2016年3月に策定した京都市基本計画の環境分野の個別計画である京都市環境基本計画（2016～2025）では、2016年度から2025年度までの10年間を対象に脱炭素、生物多様性と自然環境、資源・エネルギー有効活用および環境保全を推進するためのひと・しくみづくりの4つの長期的目標と10の基本施策を通じ、「環境と調和する持続可能な社会」の実現に向けて各種取り組みを推進してきた。また、2021年8月に策定した「行財政改革計画2021-2025」に基づき、都市の成長戦略として、グリーンボンド等の発行を通じて、脱炭素やSDGs等をはじめ国際社会において共有される目標や価値観を京都市から実現することで、多様な人材・企業が集まり、投資や支援を呼び込むことができる都市を目指すなど、サステナブルファイナンスに関連した取り組みも推進されている。当該計画は、取り組み面で一定の成果があがっていることもあり、京都市では、外部環境の変化も踏まえた新たな計画を策定する方針<sup>11</sup>である。

京都市は、京都市地球温暖化対策計画において、京都市地球温暖化対策条例に長期目標として明記した「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」となる脱炭素社会の実現に向けた実行計画を策定している。2050年にCO2排出量正味ゼロを達成するため、2030年までに市域からの温室効果ガス排出量を2013年度比46%以上削減することを中間目標として掲げている。同計画における緩和策の取り組みとして、ライフスタイルの転換、ビジネスの転換、エネルギーの転換、モビリティの転換および森林・農地等の吸収源対策の5分野における20施策を展開し、省エネルギーの加速および再生可能エネルギー利用の拡大を図るとしている。また、同計画において、環境と経済の好循環を生み出すしくみづくりとして、ESG金融やグリーンボンドの活用拡大など、グリーンファイナンスの推進を図ることとしている。気候変動の影響への対策である適応策においては、健康・都市生活、農業・林業、自然生態系および文化・観光・地場産業等、気候変動の影響が懸念される6分野で対策の充実が企図されている。具体的には、京都における影響の把握、分析、適応情報の発信、各分野の施策推進および新たな取り組みの推進について、2021年7月に設置した京都気候変動適応センターにおいて行っている。

その他の近年の動向<sup>12</sup>としては、2020年度に策定された「京都市公共建築物脱炭素仕様」について、2024年3月に一部改定が実施されており、新增築建築物におけるエネルギー消費性能に係る基準値をZEB・ZEHレベルまで引き上げるとともに、既存建築物におけるZEB化の実現を始めとする更なる省エ

<sup>11</sup> 当該計画にもとづき、行財政改革と都市の成長戦略が一体的に推進された結果、財政状況について一定の改善が図られ、計画に掲げられた目標は概ね達成。他方、人口減少や物価高騰等、前回の計画策定時から外部環境が大きく変化したことを踏まえ、2024年度中に、既存の行財政改革計画に代わる新たな計画（新京都戦略）を策定する予定である（京都市ウェブサイト（<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000284994.html>）参照）

<sup>12</sup> この他、2023年4月には「建築物等における木材利用基本方針」が改定されており、庁舎等における地元産木材の更なる率先利用に加えて、民間建築物における木材利用を促進し、広くウッド・チェンジの機運を醸成すべく、主に以下の方針が標榜されている（京都市ウェブサイト（<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000311824.html>）参照）

- ・ 木材利用を促進する対象を公共建築物等から建築物一般へ拡大
- ・ 京都市が整備する建築物等における木材利用の更なる促進
- ・ 京都市以外の者が整備する建築物等における木材利用の促進
- ・ みやこ杉木の利用促進と安定的な供給確保



ネ化を志向する内容となっている。これに限らず、社会全体の脱炭素化に向けたルール整備にも注力していることがうかがえる。

以上より、京都市では、CO2 排出量の削減に向けた明確な目標のもと、様々な取り組みを多様なステークホルダーと共に引き続き実践していることを確認した。また、脱炭素戦略や適応計画等、グリーンボンドの資金使途となる環境政策の立案と実行を引き続き実施していることも確認した。JCR は、京都市が環境問題を市政における優先度の高い重要課題と位置づけていると評価している。

**レビュー結果(結論)**
**Green 1(F)**

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 玉川 冬紀・永安 佑己

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/または借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）または資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コモディティ、商品等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F)の評価記号を用いて表示されます。

## ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル